

静岡県議会訓令第1号

静岡県議会事務局規程（昭和33年静岡県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

静岡県議会議長 鈴木利幸

改正前	改正後
<p>(課の所掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～議事課 (略)</p> <p>政策調査課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>議会の広報</u>に関すること。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>図書室</p> <p>(1) <u>議会図書室</u>の図書及びその他の図書室資料（以下「図書室資料」という。）の収集に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(事務局長専決事項)</p> <p>第7条 事務局長は、次の事項について専決することができる。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項の規定による職員のうち役付職員以外の職員の任免及び同法第3条第2項に規定する一般職に属する<u>非常勤職員</u>の任免に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(課長及び室長等専決事項)</p> <p>第8条 課長及び室長は、次の事項について専決することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 総務課長は、次の事項について専決することができる。</p>	<p>(課の所掌事務)</p> <p>第3条 事務局の各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～議事課 (略)</p> <p>政策調査課</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>議会の広聴及び広報</u>に関すること。</p> <p>(8)～(13) (略)</p> <p>図書室</p> <p>(1) <u>図書室</u>の図書及びその他の図書室資料（以下「図書室資料」という。）の収集に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(事務局長専決事項)</p> <p>第7条 事務局長は、次の事項について専決することができる。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項の規定による職員のうち役付職員以外の職員の任免及び同法第3条第2項に規定する一般職に属する<u>会計年度任用職員</u>の任免に関すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(課長及び室長等専決事項)</p> <p>第8条 課長及び室長は、次の事項について専決することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 総務課長は、次の事項について専決することができる。</p>

<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>臨時的任用職員</u>の任免に関する こと。</p> <p>(8) <u>議場、委員会室等</u>の使用許可に 関すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 秘書室長は、次の事項について専決 することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>嘱託員</u>の研修及び指導に関する こと。</p> <p>4 議事課長は、次の事項について専決 することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>会計年度任用職員</u>の任免に関する こと。</p> <p>(8) <u>議場、議会会議室等</u>の使用許可に 関すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 秘書室長は、次の事項について専決 することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>会計年度任用職員</u>の研修及び指導 に関すること。</p> <p>4 議事課長は、次の事項について専決 することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>委員会室等</u>の使用許可に関する こと。</p> <p>5～8 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。